

審 査 事 件 票

9/28に審査会開催.

平成22年9月分
東京地裁管内
東京第五檢察審査会
追番号 (30)

関連事件	平 22 年 25 号 (29.31.32) 平 年 号 () 平 年 号 () 平 年 号 ()					
受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項		
(1) 被疑者	氏名 東京矯正管区長	性別等 男・・・1 女・・・2 法人 3	(6) 審査期間 1 受理 平成 22 年 9 月 10 日 2 第1回審査会議期日 平成 22 年 9 月 28 日 3 議 決 平成 22 年 9 月 28 日 審査期間 1～3 年 月 19 日 間 (準備) 1～2 年 月 18 日 間 (実質審査) 2～3 年 月 1 日 間	(8) 起 訴 相 当 不 起 訴 不 当 起 訴 猶 予 法令上刑を免除すべき場合 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(8) 申 立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条、施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	○
	(2) 事件名	備考欄のとおり ()				
(3) 受理区分	申立て・・・1 ○ 職権・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・b マスコミの報道・・・c その他・・・d 移送・・・3					
(4) 原不起訴処分	起訴猶予・・・1 嫌疑不十分・・・2 嫌疑なし・・・3 罪とならず・・・4 その他・・・5 検 察 官 検事・・・1 副検事・・・2 検察事務官・・・3					
(5) 申立人資格	氏名 [Redacted]	性別等 男・・・1 女・・・2 法人 3 告訴人・・・1 告発人・・・2 請求をした者・・・3 被害者・・・4 遺族・・・5 申立権なき者・・・6 弁護士による申立代理の有無	備考 (2) 特別公務員暴行陵虐・暴行・傷害・公務員職権濫用・脅迫・名誉毀損 22年(申立)第25号			

(注) この票中、「法」とは檢察審査会法を、「施行令」とは檢察審査会法施行令をいう。

2回目の審査会 審査新件票.

審査は7/13から始まっていた!

受理事項		手続事項		議決事項		
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 22 年 5 月 21 日	起訴相当	(8) 中立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
被疑者	小沢一郎 こと 小澤一郎	2 第1回審査会議期日	平成 22 年 7 月 13 日	不起訴不当		申立権がない(法30条)
(2) 事件名	政治資金規正法違反	3 議決	平成 22 年 9 月 14 日	起訴猶予		申立代理人に代理権がない
(3) 受理区分	中立権 端緒 中立権なき者の申立て 投書 マスコミの報道 その他 移送	審査期間	1~3 年 3 月 25 日 間 (準備) 1~2 年 1 月 22 日 間 (実質審査) 2~3 年 2 月 2 日 間	起訴相 当	(8) 中立 却 決	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
(4) 原不起訴処分	起訴猶予 嫌疑不十分 嫌疑なし 罪とならず その他	会 議 等	審査会による 実地見分 所在尋問 記録調査等(在片) 小委員会による 実地見分 所在尋問	起訴 相 当		同一理由の不起訴処分に対する申立て(法11条の8)
(5) 申立資格	告訴人 告発人 請求をした者 被害者 遺族 中立権なき者	証人等の 延べ人員	検察官 1 人 中立人 1 人 被疑者 1 人 証人 1 人 助言者 1 人	審 査 打 切 り	(8) 分 送	申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)
弁護士による申立代理の有無		公務所等照会回数		審 査 打 切 り		申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法21条, 施行令18条)
		証人召喚請求回数				
		不起訴記録の取寄せ	請求 平成 22 年 5 月 24 日 受理 平成 22 年 5 月 31 日			
		審査補助員延べ出頭回数	1 人 7 回			
		備考	(7)審査の経過欄 議決書作成のための会議を含めると、審査会議回数は8回、審査補助員延べ出頭回数は8回である。			

請求書

裁判所
審査費
旅費
等
審査員
検査委

東京第五檢察審査会 御中

支給決定

平成 22 年 7 月 27 日

檢察審査会長

[Redacted]

住所
東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー31階
城山タワー法律事務所

氏名

吉田 繁 實

[Redacted Stamp]

檢察審査会法第 4 1 条 4 の審査補助員として出頭したから下記のとおり
旅費を請求します。(事件番号 平成 2 2 年 (起相) 第 1 号)

平成 22 年 7 月 27 日

出頭年月日 出頭場所

[Redacted]

東京第五檢察審査会

請求額 640 円

金額 事由

円 日 日 泊分

円 宿泊料

640 円 鉄道賃 自神谷町 至霞ヶ関間 往復320円 2日分

円 路程賃

円

計 640 円

備考

132047

[Redacted Stamp]

請求書

所費旅
査等
判審
察員
裁檢
委

東京第五檢察審査会 御中		住所	
支給決定	平成 22 年 8 月 31 日	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー31階 城山タワー法律事務所	
檢察審査会長		氏名	
[Redacted]		吉田 繁 實	

132047

檢察審査会法第41条4の審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。(事件番号 平成22年(起相)第1号)

平成 22 年 8 月 31 日

出頭年月日	出頭場所
[Redacted]	東京第五檢察審査会

請求額	960 円	
内 容	金額	事由
	円	日分
	円	宿泊料 泊分
	960 円	鉄道賃 自神谷町 至 霞ヶ関間 往復320円 3日分
	円	路程賃
計	960 円	

備考	
----	--

所費費
旅審等
判審等
察員
裁 検 委

請求書

東京第五檢察審査会 御中		住所	
支 給 決 定 日		東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー31階 城山タワー法律事務所	
平成 22 年 9 月 28 日		氏 名	吉 田 繁 實
檢察審査会長		[Redacted]	

132047

檢察審査会法第 4 1 条 4 の審査補助員として出頭したから下記のとおり
旅費を請求します。(事件番号 平成 22 年 (起相) 第 1 号)

追加控上り
9/28:出頭.

出 頭 年 月 日	平成 22 年 9 月 28 日	出 頭 場 所	東京第五檢察審査会
平成 22 年 [Redacted]	9 月 14 日		

請求額	640 円		
金額	日 当	日分	由
	円		
	円	宿泊料	泊分
	640 円	鉄道賃	自神谷町 至 巖ヶ関間 往復320円 2日分
	円	路程賃	
	円		
計	640 円		

備 考	
-----	--

請求書

所費費
査旅
審等
察員
裁検委

東京第五檢察審査会 御中

支給決定

平成 22 年 10 月 4 日

檢察審査会長

住所

東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラスタワー31階
城山タワー法律事務所

氏名

吉田 繁 實

132047

檢察審査会法第 4 1 条 4 の審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。(事件番号 平成 22 年 (起相) 第 1 号)

平成 22 年 10 月 4 日

出頭年月日 出頭場所

平成22年10月4日

東京第五檢察審査会

請求額

320円

金額

事

由

円 日 当 日分

円 宿泊料 泊分

320円 鉄道賃 自神谷町 至霞ヶ関間 往復320円 1日分

円 路程賃

円

計 320円

内容

備考

備考